

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。

地方自治法附則第八条に規定する官吏のうち健康保険等に関する事務に従事する者を都道府県の職員とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

そこで、政令に定める事務のうち、職業安定、失業保険及び陸運事務関係は、問題の性質上なお検討することといたしまして、とりあえず健康保険、年金保険関係の事務に従う職員の身分を地方公務員に移管し、都道府県知事の指揮監督下に置くことにいたしました。

等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

一般的に災害に対処する法律でございまして、この災害対策基本法の第八章において、緊急措置の政令を規定するおきまして緊急措置の政令を規定することが至当と存じまして、検討の結果かようにないたした次第でございます。

9 この法律の施行の際現に社会保険審査官の職にある者は、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法による社会保険審査官を命ぜられたものとみなす。

○**太田委員長** 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。太田一夫君。

の指揮監督下に置くことにいたしました。
これが本法律案提案の理由であります。
次に、法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。

承知のようすに、日本国憲法が制定され初めて導入をせられる制度であります。しかも現行憲法の体系との関係で、いろいろな問題があることは御承知の通りであります。従つて、こういう制度を導入するについては、どうしてもこれが必要だ、ほんとうに必要やむを得ないという事情がなければならぬたいきさつについて私も知らないではありません。従つて、そう深くお尋ねはいたしませんけれども、緊急政令といふもの導入することは、今の憲法の体系から言えれば非常に重大なことなんです。従つて、憲法との関係で何がしかの疑惑がある。そういうものを乗り切つてまでこういうものを認めな

理、審査の決定その他の手続は、

年に司法が制定された当時の暫定規定として、都道府県職員のうち政令で

失業保険法、失業保険特別会計法並びに道路運送法、道路運送車両法の施行に関する事務に限定いたしました。

第二に、この法律の施行に際して、新たに都道府県職員として受ける俸給

（厚生省設置法の一部改正） の手続とみなす

事務の範囲を、職業安定、失業保険、健康保険、年金保険、道路運送等の関係事務と定め、今日に至っているのであります。

が、従来の国家公務員としての給与を下回る場合には、都道府県は、調整のための手当を支給すべきものといたしました。

「四九、六三三人」を「四九、七三」に改める。

貴重なる身分のものも混在しているわけ
であります。こうした事情は、都道
府県知事の指揮監督権にかかる重要
問題を提起しております。

ことは望ましくありませんので、従来通り国家公務員とすることにいたしました。

はよる改正後の厚生省設置法第三十八条及び厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律

員職員であるにもかかわらず、身分は国家公務員であるため、都道府県知事の指揮監督権の範囲外に置かれてるのが現実であります。

○國田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。
なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○國田委員長 次に、災害対策基本法

規定いたしました体系的な法律でござりますが、本災害対策基本法は広く一

○川合政府委員 災害緊急事態の布告

は、ただいま御指摘のように緊急措置の政令と密接に関係いたしますが、申しあげるまでもなく、布告をいたしませんと緊急措置はできませんが、布告をいたしましても、必ずしも緊急措置をするとは限っておりませんで、その意味におきます前提というふうに考えます。本法案におきましての緊急事態の布告のことにつきましては、事柄が違いますから例として適当かどうかは別でございますが、法律の形式といたしましては、警察法の規定に準ずるのが法体系の上からいきまして至当と思いまして、おおむねそれに準じた次第でございます。なお、布告をいたしましたときには、二十日以内に国会に付議することに規定をいたした次第でござります。

○松井(誠)委員 警察法の非常事態と

いうのは、ただ警察権の指揮系統に変化を生ずるというだけで、国民の権利義務には直接関係がない。従つて、そのこと自体はさして重要な制度ではないと思う。しかし、繰り返しますけれども、災害緊急事態というのは、緊急政令といふものいわば前提になつてゐる。そういう意味で、警察法に書いてある制度とはやはり相当違うと考えなければならぬと思います。従つて、やはり国民の権利義務に重要な影響があるという意味で、国会の介入の機会を与えるのが至当ではないかということがお尋ねしたわけでありますけれども、これもそれだけ申し上げて、最後に一点だけお尋ねしたいと思うのです。それは緊急政令が出たあとの国会の承認の問題でありますけれども、百九条の五項の「その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこと

となつたときは、制定されないこととの政令と密接に関係いたしますが、申しあげるまでもなく、布告をいたしませんと緊急措置はできませんが、布告をいたしましても、必ずしも緊急措置をするとは限っておりませんで、その意味におきます前提というふうに考えます。本法案におきましての緊急事態の布告のことにつきましては、事柄が違いますから例として適当かどうかは別でございますが、法律の形式といたしましては、警察法の規定に準ずるのが法体系の上からいきまして至当と思いまして、おおむねそれに準じた次第でございます。なお、布告をいたしましたときには、二十日以内に国会に付議することに規定をいたした次第でござります。

○川合政府委員 前項のところで、政

令にかわる法律が制定される措置をと

るべきであるということを規定してあ

るわけでございますが、その法律が制

定されないことになったとき、すなわ

ちその政令にかわる法律案が否決され

たとき、あるいは審議未了となつたと

きにその効力を失う、かような意味で

書きました次第でございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、ちょっ

とこの辺の規定がわかりにくいです

けれども、措置を継続すべき場合には

法律制定の手続をとる、しかし法律制

定の手続をとろうとしても、その法

律そのものが否決なり審議未了なりと

いうことになつたときには、政令その

ものが効力がなくなる。そうします

と、この四項の、そのとった措置をな

お継続すべき場合には、その政令にか

わる法律が制定される措置をとるその

他の場合といいますと、廃止はされて

おらないけれども、今後さらに継続を

する必要はないという場合なんですね

か。すでに廃止された場合には承認は

求めの必要はないわけですか。

○岸説明員 私から便宜御説明いたし

ますが、ただいまの場合におきまして

思ひます。

○松本(誠)委員 それでよくわかりま

したけれども、そうすると、すでに効

力を失つた場合、あるいはもうこれが

ら継続をすべき必要のない場合、そう

いう場合にもなおかつて承認を求める

うのは、その承認というものの性質

というものはどうですか。たとえばそ

の他の場合といいまして承認

を失うわけでありまして、この政令の

法律が制定されないこととなつたと

きは、「」というの、つまり政令が承認

をされなかつたときという趣旨なんですか。

至らないことは、慎重を期そうとする
政府の意図は了とせられるにいたしま
しても、国民の待望にこたえるゆえん
ではないと思います。そこでえて再
びそのすみやかな提案を督促すること
といった次第であります。

第三点につきましては、この法律の
緊急政令という制度は、日本国憲法制
定以来初めて導入された制度であります
して、一時的にもせよ国権の最高機関
である国会の機能を制限するもので
あって、憲法の精神の重大な例外をな
すものであります。従つてその運用は
慎重を期すべきであることは当然であ
ります。のみならず、この緊急政令制
度の導入をもって、直ちに緊急政令制
度一般の公認と即断をし、集会結社の
自由その他憲法に保障する基本的な人
権を危うくするごとき緊急政令を導入
することは、民主主義の原則を破壊
し、独裁政治を招くおそれがございま
すので、敵に慎むべきものであります。

以上が本決議案を提案をする理由で
あります。(拍手)

○園田委員長 本動議について採決い
たします。

本動議の通り決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立總員。よつて、本
案は渡海元三郎君外二名提出の動議の
ごとく附帯決議を付することに決しました。
この際、政府當局より所見を求めま
す。安井自治大臣。

○安井國務大臣 災害対策基本法等の
一部を改正する法律案に対する附帯決
議が当委員会で御決定いただきま
した。一、二、三の項目に分かれており

ますが、いざれを伺いましても「もつ
ともな御決議だと存じまして、政府は
この御趣旨に沿いまして極力善処いた
したいと思っております。

○園田委員長 なお、本案に関する委
員会報告書の作成等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そ
のよう決しました。

次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたし
ます。

午前十一時二十分解散会

〔参照〕

災害対策基本法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第一三九号)に関する
報告書

〔別冊附録に掲載〕